

今尾ゼミ紹介

〇はじめに

こんにちは。今尾ゼミ 23 期ゼミ長の野村です。法学部では、大学 3 年生になると、ゼミが始まります。大学2年生の秋学期に自分がどのゼミに所属するのか選ぶことになります。たくさんのゼミが開講されていることもあり、どのようなゼミが自分に合っているのか分からず迷っている方も多いかと思います。ここでは今尾先生の人柄や普段のゼミの活動を中心に伝えようと思いますので、よりよいゼミ選び、よりよいゼミ生活を送るための参考にいただければと思います。

〇今尾先生の人柄

今尾先生は勉強に関してはとても厳しいですが、普段は優しく、生徒思いでフレンドリーな先生です。ゼミの進路の相談にも真剣にのって下さいます。普段のゼミでは、ゼミ生があまり予習できていないと、分かるまで先に進まないというように、妥協はしないで真摯に教えて下さいます。教え方も具体例を挙げながらとても分かりやすく説明して下さいます。

〇23 期ゼミ

23期今尾ゼミは、大学3年生19名（男子 11名、女子8名）で活動しています。学科の内訳は法律学科が9人、消費情報環境法学科が8人、政治学科が1人、グローバル法学科が1人となっています。法学部のどの学科でもゼミの勉強についていけなくなるということはありません。先生が理解できるまで教えて下さることはもちろん、ゼミの前の勉強会などで、学生同士がお互い助け合って活動できていると思います。



○普段のゼミ

今尾ゼミでは民法判例百選掲載の総則、物権、債権の判例研究をします。ただ、判例百選を見るのではなく、第一審・第二審まで記載のある民事判例集や著名な学者が書いた評釈を用いて各回のゼミで一つの判例を深く学んでいます。新型コロナウイルスの影響で、春学期はオンラインの teams での活動となっておりますが、秋学期からは対面授業が再開されたため、実際にゼミ生・先生が向かい合って議論ができています。

・予習

今尾ゼミでは、ゼミを 5 つの班に分け、それぞれの班が次のゼミで議論する判例について予習をしています。まず、資料収集から始まり、teams 等を利用して、互いに教え、助け合いながら判例メモを作成します。

下の画像は、ある班の実際の判例メモです。

【事案の概要】
A(トコ)は、S42.11.30に本件土地をB・C(晋彦・悠尾)に売却(420万500円・分割払い)し、AがB・Cよりそのうちの100万円を受領した。その後、残代金(250万・254万6000円)それぞれ弁済期はS43.5.31・同年11.30の履行期到来前であるS43.4.6にAが死亡し、原告らX(5人)と被告Y(相続人)がAを相続した。Xら・Yの代金債権とB・Cの登記請求権は同時履行の関係にあり、B・Cは代金を支払うから登記手続に必要なものを交付するようにと催告し、Xらはこれに応じたが、Yのみが登記手続を怠ったため、移転登記手続ができず、B・CはXらに対して残代金の支払いを拒んだ。

【当事者双方の主張】
① X-Yの請求
Yに本件土地の登記をB・Cに移転させること、B・Cの同時履行の抗弁権を喪失させ、代金をXらに対して支払わせる引換給付判決を求めた。
② 請求原因
自己の債務者B・C代金債権を抵保全債権とするB・Cが有する登記請求権の代位行使(民法423条1項)。
③ Y-Xの抗弁
本件債務者B・Cは無資力ではないため、債権者代位権の適用は認められない。所有権移転登記よりも、2回目の代金支払いの履行が先履行の関係にたつため、Yは債務不履行による解除をした。
④ X-Yの再抗弁
解除権は不可分であるから、Y一人で解除はできず、認められない(民法544条1項)。

【第一審】Xらの請求認容
Yは、第二回の250万の支払いは移転登記よりも先履行の関係にたつことから、履行期が過ぎているので、債務不履行による解除をしたことを主張したが、Xは履行解除に代金と引き換えに移転登記することを約したと主張した。
Y(相続人)に対してXらがB・C(晋彦・悠尾)に対する残代金債権を抵保全債権としてB・CのYに対する所有権移転登記請求権を代位行使し、B・CからYの相対分420500円の支払いを受けるとの引き換えに本件土地についてB・Cそれぞれ2分の1の所有権移転登記請求を求め、認められた。
1B・CはYに420500円を支払うことを認め、Yが債務者

【第二審】Xらの請求認容
第一審と同じ理由で、Xらの主張は正当であると判断する。

【上告理由】
① 債権者代位権の本来的目的は、無資力になった債務者の債権者が自己の債権を保全するために債務者の有する債権を代位行使するものである。さらに、特に必要ある場合にのみ、「特定債権」に基づいて、無資力を要件とせずに債権者代位権の行使ができるとが判例上認められている。本件は、特定債権を保全するためではなく、金銭債権を保全するために債権者代位権の行使を認めており、これを認めること金銭債権に物権的効力を付与することになり、民法の趣旨に反し、判例に反するた違法である。

② Xらに登記請求権がないのに、債権者代位権によってこのような結果を生じさせることは違法である。移転登記をする不可分債務はA(トコ)の相続によって発生したはずで、不可分債務者間(Xら・Y(相続人))においては人的結合関係を思いがけず、他の不可分債務者が一部不可分債務者に対して債権者B・Cへの移転登記の履行を強制することはできない。債権者B・Cが移転登記請求をしていないのに、単に債権者から残代金を取り立てるために他の不可分債務者Xらが債権者B・Cへの履行の一部不可分債務者Yに対して求める必要性・正当性を見出すことはできない。

【判例】上告撤回
①-② 買主(B・C)は、共同相続人(Xら・Y)全員が登記義務の履行を提供しない限り、代金全額の支払いを拒むことができる(民法533条・同時履行の抗弁権)と解する。本件は、Yが履行を拒絶しているため、買主B・Cは他の相続人(Xら)に対する代金支払を拒める。そして、Xらは買主らの同時履行の抗弁権を失わせて自己の代金債権を保全するために、債務者である買主らの無資力の要件を問わず、民法423条1項により買主に代位して、登記に依らない相続人(Y)に対する買主らの登記請求権を行使することができることと解する。
③ 金銭債権の相対性は、各共同相続人はその相対分に応じて法律上当然に分割された権利を承継するものである。
④ 上告人(Y)は、本件売買契約は代金の一部が登記移転に対して先履行の関係にあり、買主の債務不履行により解除したと主張する。これに対し、原告は多数当事者の契約関係にあたっては当事者一人による解除は許されないと判断し、この判断は正当である。

【考評】
① 債権者代位権とは
債務者が債務を履行しない場合に強制執行の準備として債務者の責任財産(強制執行の引当となる債務者の財産)を保全することを目的とする制度である。債権者が無資力であるために、債務者が自己の金銭債権が満足を受け難い場合に、それを保全するために債務者に関する効力を債務者に代わって行使することができる。一方で債務者が無資力でない場合、わざわざ債権者代位権を行使したくとも、債権者の債権を満足させることができるため、判例は債権者代位権の必要性の要件に無資力要件を要求している。
② 債権者代位権の範囲について
債権者代位権の本来的目的である債権者の「金銭債権」の保全には無資力要件が必要であるのに対して、「特定債権」を抵保全債権とする「範囲型」には無資力要件は不要であると従来の判例では考えられてきた。
・大判明治43.7.6 土地がA-B-Cと譲渡されたが、登記名義はAにあり、CはCのBに対する登記請求権を保全するためにBのAに対する登記請求権を代位行使することができるが問題となった一〇
・大判昭和4.12.16 土地の買手人Bが、自己の買手債権(使用収益権)を保全するため、土地所有者買手人Aの不法占拠者Cに対する土地明け渡し請求の代位行使を主張した。一〇移転登記請求の代位行使〇
③ 本判例の意義・学説について
従来の判例は、抵保全債権が金銭債権と特定債権の場合で前者が本類型、後者が範囲型というように分けていたが、金銭債権を抵保全債権としているのに、無資力要件が必要でないという本判例の登場により、従来の整理の方法に対して問題を提起することとなった。
本判例以後の「本類型」と「範囲型」の区別の基準について、学説によれば、債権者代位権行使の目的を区別の基準とする見解が有力である。

・ゼミ当日

各班予習してきたことを基に、判例メモを作成した報告班が発表します。その後、全員の討論によって各判例について深く考察をします。

このような普段のゼミでの活動を通し、法律の知識だけではなく、意見を伝える力など今後の生活に役立つ力がつきます。

○法律討論会

私たち 23 期も先輩方と同じく、ゼミでの勉強だけではなく、飲み会、ゼミ合宿など楽しそうなイベントがたくさんあったことから今尾ゼミに入ることに決めた人が多かったのではないかと思います。しかし、今年は新型コロナウイルスの影響もあり、これらの開催は難しい状況にありました。

そんな中、10月28日、オンラインで開催された法律討論会には、今尾ゼミから2チームが出場し、見事、第一席と第二席に入賞できました。議題は新型コロナウイルスの制度についてです。法律討論会を通して、ゼミ生と活発に議論することで親睦がより深められたと思います。



👉法律討論会当日の様子(1班)

白熱した議論が展開されていました。



👉第二席に入賞した2班

憲法改正というユニークな主張で討論を盛り上げていました。

第一席に入賞した3班👉

みんなの知恵を終結して戦い抜きました。写真の一番右に写っているのが今尾先生です。

